

技能実習制度運用要領の一部反映漏れと訂正について

令和5年5月17日

ホームページに掲載いたしました「令和5年4月1日一部改正」において示した改正箇所のうち「技能実習制度運用要領」に改正内容が反映されていない箇所及び記載に誤りがございましたので、ここに訂正の上、お詫び申し上げます。

(該当箇所) 第4章 第2節 (3) 技能実習生の基準に関するもの

(正)	(誤)
<p data-bbox="255 596 338 628">(削除)</p> <p data-bbox="241 1126 353 1158">① 転籍 (略)</p> <p data-bbox="241 1222 506 1254">② 再実習 (同業種) (略)</p>	<p data-bbox="1106 596 1335 628">① 中断後の再開</p> <p data-bbox="1106 644 1948 1011">技能実習生の病気・怪我 (労災を含む。)、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合は該当します。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書 (様式自由) を提出することが必要となります。なお、技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。</p> <p data-bbox="1106 1027 1948 1107">※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。</p> <p data-bbox="1106 1126 1218 1158">② 転籍 (略)</p> <p data-bbox="1106 1222 1370 1254">③ 再実習 (同業種) (略)</p>

(該当箇所) 参考様式第 1-24 優良要件適合申告書 (実習実施者)

(正)	(誤)
<p>3 技能実習生の待遇 II</p> <p>昇給率 (略)</p> <p>② 第 3 号技能実習への移行時 $\frac{\% ((C - D) \div D \times 100)}{C \text{ 第 3 号技能実習開始時の報酬 円}}$<u>D 第 2 号技能実習開始時の報酬 円</u></p>	<p>3 技能実習生の待遇 II</p> <p>昇給率 (略)</p> <p>② 第 3 号技能実習への移行時 $\frac{\% ((C - D) \div C \times 100)}{C \text{ 第 3 号技能実習開始時の報酬 円}}$<u>D 第 2 号技能実習開始時の報酬 円</u></p>